



## 医療費控除とは

自分や家族の病気・ケガなどにより医療費を支払った場合は、確定申告を行うことで一定の金額の所得控除を受けることができます。これを「**医療費控除**」といいます。

1年間で支払った医療費の総額が、ご家族で年間合計10万円を超える場合（または確定申告される方の合計所得金額の5%を超える場合）、医療費控除を受けることができます。

※医療費控除の対象上限金額は1年間200万円まで

## 医療費控除の対象は？

- 医科および歯科受診の保険治療費・保険外治療費および、交通費が対象となります。
- インプラント治療・セラミック治療・矯正治療などの自費診療だけでなく、保険診療も控除の対象となります。
- 美容を目的とした矯正治療、歯ブラシや歯磨き粉などの物品購入費は対象になりません。
- 支払った医療費が医療費控除の対象になるかどうか、詳しくは最寄りの税務署で確認してください。

## ワンポイント

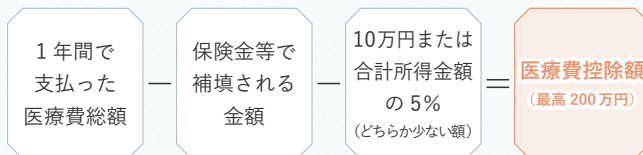
- 医療費に関する領収書は大切に保管しておきましょう。交通費の記録も忘れずに…
- 家族の中で一番所得金額の多い人が医療費を支払い、申告するとお得です。
- 治療は同じ年に家族でかかるのがお得です。
- 確定申告をしていない場合、医療費控除は最長5年前までさかのぼって受けることができます。

## 手続きの仕方

- 医療費控除を利用するには、確定申告が必要です。（確定申告の申告書に必要事項を記入し、最寄りの税務署へ提出します）
- 確定申告は、毎年2月中旬～3月中旬に行います。（還付申告は1月から可能です）
- 平成29年分の確定申告より、領収書の代わりに「医療費控除の明細」の添付が必要となりました。  
※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があり、税務署から求められた場合は提示または提出する必要があります
- 平成31年分までの確定申告については従来どおり医療費の領収書の添付または提示によることもできます。
- 申告書の用紙は国税庁のホームページ、または税務署、市町村窓口で受取り出来ます。その他必要書類は以下の通りです。

- 医療費控除の明細
- 源泉徴収票（給与所得者の場合）※勤務先から交付されたもの
- 印鑑（認印でも可）
- 通帳（確定申告をされる方の名義のもの）
- 保険金などで補填されている金額がわかるもの

## 医療費控除額を計算してみよう

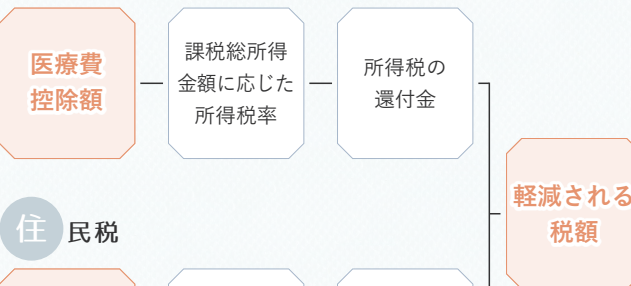


注：保険金などで補填される金額とは、生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金や社会保険などから支給を受ける療養費、出産育児一時金、医療費の補填を目的として支払いを受ける損害賠償金などです。なお、保険金などで補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。

【出典】国税庁パンフレット「暮らしの税情報」（2017年度版）を基に作成

## 医療費控除で軽減される税額（上限）

### 所得税



### 住民税



注：実際の医療費控除により軽減される税率は、その方の所得金額、医療費控除以外の所得控除の金額や住宅ローン控除等の税額控除の金額により、上記で計算した金額を下回ることもありますのでご注意ください。

※2017年12月1日現在の税制に基づき作成しています

医療費控除について、さらに詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。  
最寄の税務署にお問い合わせください。  
< <https://www.nta.go.jp/> >

国 税 庁  検 索

注：セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることは出来ませんのでご注意ください。

医療費控除に役立つ"早見表"を  
しっかりチェックして  
備えておきましょう！

"早見表"で減税される  
税額をチェックしましょう！

- 医療法人スワン会 -



軽減される税額の早見表 — 医療費控除を行うことで税金をいくら減らせるのか? —

医療費控除前かつ 基礎控除後の課税 総所得金額	1年間で支払った医療費の総額（保険金などで補填される金額がない場合）		
	30万円	100万円	200万円
	軽減される所得税額および住民税額		
150万円	30,900円	135,900円	225,000円
300万円	40,000円	180,000円	337,500円
500万円	60,000円	270,000円	550,000円
800万円	66,000円	297,000円	601,500円
1,000万円	86,000円	387,000円	727,000円
2,000万円	100,000円	450,000円	950,000円

※この表の「軽減される税額」は、復興特別所得税は考慮していません  
 ※2017年12月1日現在の税制に基づいて、作成しています

実際に確認してみましょう

1年間の医療費の総額が100万円、総所得金額が800万円の場合

（上記の表から該当する欄を確認すると「軽減される所得税額および住民税額」は297,000円になります）

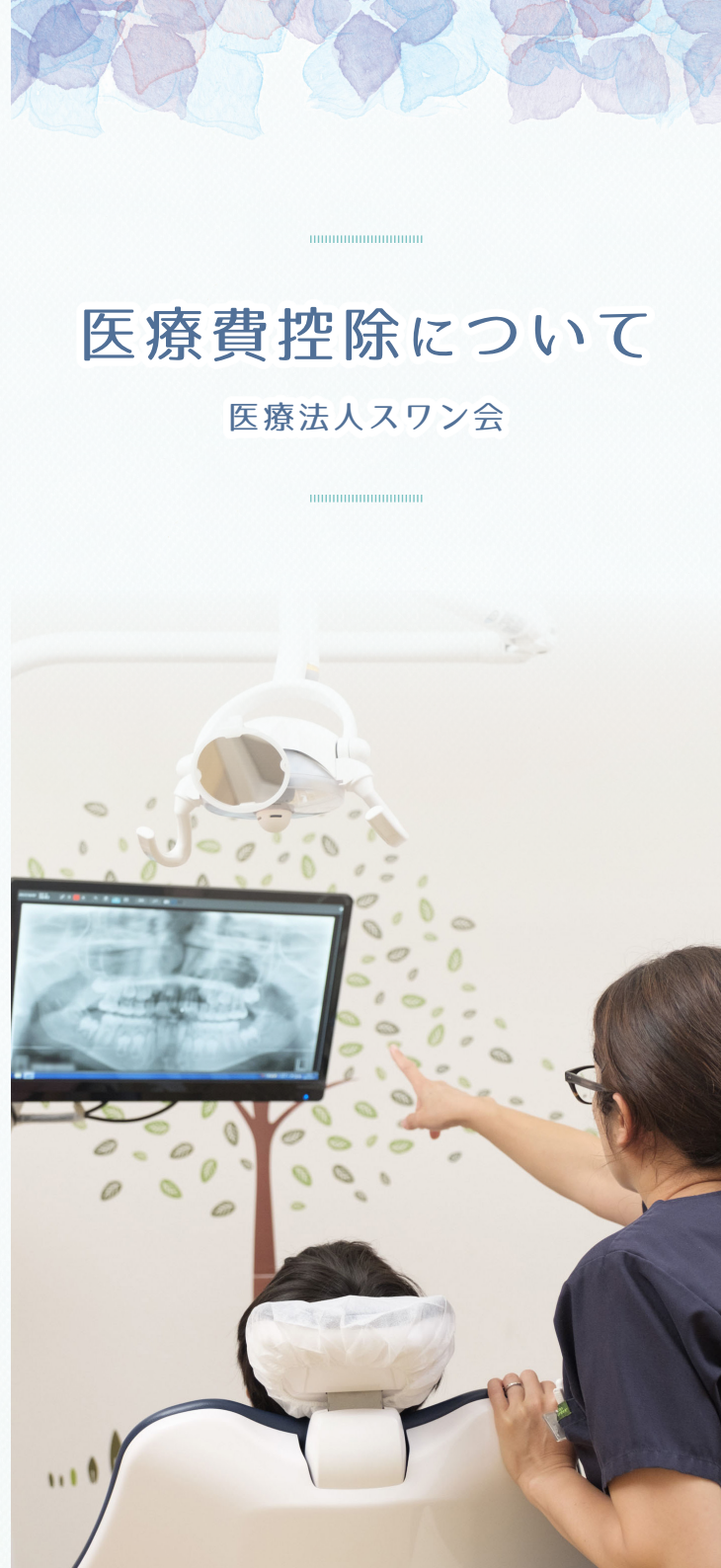
医療費控除前かつ 基礎控除後の課税 総所得金額	1年間で支払った医療費の総額（保険金などで補填さ	
	30万円	100万円
	軽減される所得税額および住民税額	
150万円	30,900円	135,900円
300万円	40,000円	180,000円
500万円	60,000円	270,000円
800万円	66,000円	297,000円

**軽減される所得税額  
および住民税額**

**297,000円**

（医療費控除を行うことで納める  
税金が約30万円、軽減されます）

上記の「実際に確認してみましょう」は一例になります。  
 医療費控除について、さらに詳しく知りたい方は国税庁のホームページをご覧ください。



# 医療費控除について

医療法人スワン会